○厚生労働省告示第四百三十八号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法の一部を改正する法律等の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地方税法の一部を改正する法律等の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項」に改め、「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

一　健康保険法施行規則第五十五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十三号）

二　船員保険法施行規則第四十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十四号）

三　国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第三百三十五号）

第二　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額及び」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号中「含む。）」の下に「、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第十九条第一項の規定に基づき行われる健康診断若しくは同規則第二十条第一項の規定に基づき行われる健康診断（同条第二項第一号に掲げるものに限る。）（同規則第二十二条第一項の規定により、その検査をもって同規則第十九条又は第二十条の健康診断における検査に代えることとされた医師の検査及び同規則第二十二条第二項の規定により、その検査をもって同規則第二十条の健康診断に代えることができることとされた同規則第二十一条の二第一項に規定する総合健診を含む。）又は裁判所職員健康安全管理規程（昭和五十二年最高裁判所規程第二号）第九条の規定に基づき行われる健康診断若しくは同規程第十条の規定に基づき行われる健康診断（人事院規則一〇―四第二十条第二項第一号に掲げるものに限る。）（同規程第十二条の規定により、その検査をもって同規程第九条又は第十条の健康診断における検査に代えることができることとされた医師の検査を含む。）」を加える。

○厚生労働省告示第四百四十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の二号を加える。

六十九　ヒトＩＬ―11製剤を用いた心筋保護療法　ＳＴ上昇型急性心筋梗塞（再灌流療法を施行する場合に限る。）

七十　重粒子線治療　前立腺がん（遠隔転移しておらず、Ｄ’Ａｍｉｃｏ分類で高リスク群と診断されるものに限る。）

○厚生労働省経済産業省告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成二十六年厚生労働省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

２―２―３(5)ⅲの規定中「児童生徒の問題行動」を削る。

２―２―３―２の【技術的安全管理措置として講じなければならない事項】の規定に次のように加える。

⑨個人データを取り扱う情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策

２―２―３―２技術的安全管理措置の【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】の規定中「⑧まで」を「⑨まで」に、「～⑧」を「～⑨」に改める。

２―２―３―２技術的安全管理措置の【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】の規定に次のように加える。

⑨「個人データを取り扱う情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

・ウェブアプリケーションやシステム基盤（ＯＳやミドルウェア等）に対してぜい弱性診断（例えば、ウェブアプリケーション診断、プラットフォーム診断等）を実施し、検出されたぜい弱性に対処

※攻撃手法は日々変化するため、定期的にぜい弱性診断を実施することが望ましい。

・ウェブアプリケーションのぜい弱性を突いた攻撃からの保護（例えば、クラウドＷＡＦ（ウェブアプリケーションファイアウォール）の活用等）

・ぜい弱性を作り込まない設計、コーディングの実施の活用

２―２―３―４①ⅹの規定に次のように加える。

・個人データを取り扱う情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策

5(1)の規定中「独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の「組織における内部不正防止ガイドライン」・「安全なウェブサイトの作り方」に、「総務省・経済産業省の「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（ＣＲＹＰＴＲＥＣ暗号リスト）」」を「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（ＣＲＹＰＴＲＥＣ暗号リスト）」・「ＩｏＴセキュリティガイドライン」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。